

## 防府市予定価格事前公表実施要領

### 1 目的

不正な入札の抑止や工事費積算の妥当性に資することを目的として実施した、予定価格積算内訳の事後公表結果や、競争的環境整備を図るための一連の諸施策の効果を検証し、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の一層の向上を図るため、予定価格の事前公表の実施に関する事務手続き等について必要な事項を定めるものとする。

### 2 公表の対象

防府市等が発注する建設工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（昭和53年4月1日制定。以下「選定要綱」という。）第1条に規定する「建設工事等」をいう。）であって、選定要綱第7条に定める競争入札審査会が決定したものとする。

### 3 公表の方法

入札方式ごとに次の方法により予定価格及び入札書比較価格を公表する。

- (1) 制限付き一般競争入札による場合は、入札説明書に記載する。
- (2) 受注希望型指名競争入札による場合は、募集情報に記載する。
- (3) 指名競争入札による場合は、指名通知書に記載する。

### 4 公表の時期

- (1) 制限付き一般競争入札による場合は告示日からとする。
- (2) 受注希望型指名競争入札による場合は公告日からとする。
- (3) 指名競争入札による場合は指名通知日からとする。

### 5 予定価格の調定時期

予定価格の事前公表対象となる工事等の予定価格の調定日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 制限付き一般競争入札及び受注希望型指名競争入札による場合は、入札執行依頼通知書の提出日から告示日又は公告日の前日までの間とする。
- (2) 指名競争入札による場合は、指名通知日とする。

## 6 入札執行時の留意事項

- (1) 入札執行室の掲示板に入札書比較価格を記載する。
- (2) 入札回数は1回とし、予定価格を上回る金額での入札がないよう注意を喚起するとともに、予定価格を上回る金額の入札は無効とする。

### 附 則

この要領は平成17年4月1日から実施する。

平成14年4月1日制定の防府市予定価格事前公表の試行に関する要領は廃止する。

### 附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。

### 附 則（一部改正）

この要領は平成27年4月1日から実施する。

### 附 則（一部改正）

この要領は平成28年4月1日から実施する。